

2024年1月12日

各 位

会社名 株式会社シード
代表者 代表取締役社長 浦壁 昌広
(コード番号 7743・東証プライム市場)
問い合わせ先 取締役管理本部長 杉山 哲也
TEL 03-3813-1111 (大代表)

人権方針策定に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、人権方針の策定について決議いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

記

当社は、コンプライアンスを遵守するとともに、国連の「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」や人権に関わる国際規範を尊重いたします。「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権方針（以下、本方針）を定め、人権尊重の取り組みを推進してまいります。

以上

シードグループ人権方針

シードグループはコンプライアンスを遵守するとともに、国連の「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」や人権に関わる国際規範を尊重します。「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、シードグループは人権方針（以下、本方針）を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1.適用範囲

本方針は、シードグループの全役員および従業員に適用されます。また、シードグループは、ビジネスパートナーに対して、本方針への理解と支持を求め、ともに人権尊重に取り組みます。

2.人権デューディリジェンス

シードグループは国連のビジネスと人権に関する指導原則の手順に従って人権尊重の責任を果たすため、サプライチェーンを含む人権リスクの特定を行い、人権デューディリジェンスの PDCA を構築し、これを継続的に実施し、是正・予防・軽減措置の実施に取り組みます。

3.救済

シードグループの事業活動において、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、または関与が疑われる場合には、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

4.対話・協議

シードグループは本方針の取り組みにおいて、外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、私たちの事業活動の影響を受ける人々の立場・視点から、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

5.教育・研修

シードグループ全体として、自らの役員、従業員を対象に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく適切な教育を継続的に実施していきます。

6.情報開示

シードグループは自らの人権尊重の取り組みの進捗状況ならびに結果について、ウェブサイト、統合報告書などで開示します。